

令和4年度 後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療の保険料は被保険者一人ひとりにかかるものです。

保険料を決める基準(均等割額・所得割額)については2年ごとに見直しを行っており、お住まいの市町村を問わず県内均一となります。賦課期日は令和4年4月1日です。

1：保険料の決まり方

保険料は以下の計算式により年額が算定されます。【大分県内の均一保険料(年額)】

$$\text{保険料 (限度額66万円)} = \text{均等割額 (被保険者1人あたり 53,600円)} + \text{所得割額 (賦課のもととなる所得金額 ※) × 10.32\%}$$

※ 前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)所得金額等の合計から基礎控除額43万円を控除した額(雑損失の繰越控除は適用しない)

2：保険料が軽減される場合

世帯主及び世帯の被保険者の総所得金額等を合計した額をもとに「均等割額」が下記のとおり軽減されます。

軽減割合	世帯(被保険者および世帯主)の総所得金額等の合計	軽減後の均等割額
7割軽減	基礎控除額(43万円)+10万円×(年金・給与所得者数-1)を超えない世帯	16,080円
5割軽減	基礎控除額(43万円)+28.5万円×世帯の被保険者+10万円×(年金・給与所得者数-1)を超えない世帯	26,800円
2割軽減	基礎控除額(43万円)+52万円×世帯の被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)を超えない世帯	42,880円

65歳以上(その年の1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円(高齢者特別控除額)を差し引いた額で判定します。

3：職場の健康保険などの被扶養者であった方

後期高齢者医療制度加入前日に社会保険(市町村国保、国保組合以外)の被扶養者であった方は、所得割はかからず、資格取得後2年を経過する月まで均等割額が5割軽減されます。

ただし、所得が低い方に対する軽減にも該当する方については、軽減割合の高い方が優先されます。

均等割額:53,600円 → 26,800円【5割軽減】

4：後期高齢者医療保険料額決定通知書(及び納入通知書)の見方

保険料算定の基礎

(1)賦課のもととなる所得金額	(2)所得割率	(3)所得割額 (①×②)	(4)均等割額	(5)算出額 (③+④)	(6)限度超過額
<p>保険料算定の基礎 今年度の保険料額や保険料の算定について記載しています。</p>					
<p>被用者保険の被扶養者であった被保険者に係る軽減について、本年度分の保険料算定の基礎を以下に表示します。</p>					
(1)均等割額	均等割軽減割合	(2)均等割軽減額	(3)年保険料額 (①-②) 月数	(4)月割減額	保険料額

後期高齢者医療保険料納入通知書

後期高齢者医療保険料額を次のとおり徴収しますので通知します。

徴収決定理由	
徴収決定年月日	
市区町村別保険料額	
令和 年度の市区町村別保険料額	円
令和 年度に徴収する保険料額	円
これまでの保険料納付方法等	
保険料徴収方法	
口座情報	
普通徴収分がある方については、各納期限日にこちらに記載されている口座より引き落としさせていただきます。	
年金受	円
口座情報	
金融機関名	
支店名	
種別・口座番号	
口座名義	

期別 (普徴)	単位 (円)		普通徴収の場合の納期限
	変更前の保険料額 (普通徴収)	変更後の保険料額 (特別徴収)	

期別保険料額
 保険料の納め方について記載しています。特別徴収額の欄に保険料額が記入されている場合は、その月の年金から保険料が差し引かれます。
 普通徴収額の欄に保険料額が記入されている場合は、その月の納期限までに納付書等で保険料をお納めください。ただし、口座振替申請をされている方は、納期限の日に口座情報に記載している金融機関から振り替えさせていただきますので、手続は必要ありません。
 ※納付方法については裏面をご覧ください。

裏面もご覧ください

5：保険料の納め方

◇あなたの保険料の徴収方法は、通知書の「期別保険料額」欄をご覧ください。

特 別 徴 収

【対象者】

年金を年間18万円以上受給されていて、後期高齢者医療保険料と介護保険料との合算額が年金受給額の1/2以下の方。

【保険料の納め方】

特別徴収額の欄に保険料が記載されている場合は、その月の年金から保険料を差し引きます。各年金月の保険料の算定は以下のようになっています。

仮 徴 収			本 徴 収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
年間保険料額が確定していないため、前年度2月と同額を徴収します。			7月に確定する年間保険料額から仮徴収分(4・6・8月)を差し引いた額を3回(10・12・2月)に分けて徴収します。		
※6・8月保険料に調整がかかる場合があります。					

●年金額が年額18万円以上の人でも、次の場合等には一時的に納付書・口座振替等の普通徴収で保険料を納めていただきます。

- ・年度の途中で保険料が変更となった方
- ・年度の途中で75歳に到達された方
- ・他の市町村から転入し、臼杵市で資格を取得した方
- ・他の市町村へ転出し、臼杵市で資格を喪失した方
- ・年金担保、差止など年金支払側の事由で特別徴収ができない方 など

※年金保険者との調整ができ次第、特別徴収が開始となります。
開始前には特別徴収開始通知書をお送りしますのでご確認ください。

普 通 徴 収

【対象者】

特別徴収の対象とならない方

【保険料の納め方】

普通徴収額の欄に保険料が記載されている場合は、その月の納期限日までに同封の納付書で金融機関・コンビニ等で納めていただきます。

スマホ決済アプリでの納付もできます。詳しくは納付書裏面をご参照ください。

また、口座振替をご利用されている方は、納期限日に通知書の口座情報に記載のご指定の金融機関から振り替えさせていただきます。

●口座振替（自動振替）ご利用のお手続きについて

以下のものをお持ちのうえ、臼杵市指定の金融機関にてお申し込みください。

<金融機関へ持っていくもの> 保険料の納付書・預金通帳・通帳の届出印

※特別徴収（年金から差引き）の方でも、普通徴収（口座振替）へ変更できます。別途申請が必要ですので、希望される場合はお問い合わせください。

※原則、口座振替をお申込みされた月の翌月末の納期から口座振替が始まります。申込月までの納期分は、納付書で納めてください。

※申込書の記載もれなどがあつた場合は、振替開始が遅れることがあります。

◆口座振替の申込月と開始納期（時期）【令和4年度】

申込月	～6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
開始納期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
振替日	8月1日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	1月4日	1月31日	2月28日

お問合せ先 臼杵市役所 税務課 市税グループ TEL:0972-63-1111 (内線4004)